

入湯税 ㊤

特別徴収の手引



令和元年 11 月 美深町

目 次

1	は	じ	め	に	1 ページ								
2	入	湯	税	の	概	要	1 ページ						
3	納	税	義	務	者	2 ページ							
4	課	税	免	除	2 ページ								
5	税	率	3 ページ										
6	徴	収	の	方	法	3 ページ							
7	特	別	徴	収	義	務	者	3 ページ					
8	特	別	徴	収	の	手	続	き	3 ページ				
9	経	営	(異	動)	申	告	書	の	提	出	4 ページ
10	帳	簿	(徴	収	原	簿)	の	記	載	4 ページ	
11	入	湯	税	実	地	調	査	4 ページ					
12	入	湯	税	Q	&	A	5 ページ						
13	様	式	集	6～9 ページ									

【入湯税についてのお問合せ】

〒098-2252

北海道中川郡美深町字西町 18 番地

美深町役場 住民生活課 税務グループ

電話 01656-2-1612 (直通)

1 はじめに

入湯税は、鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客にご負担していただく税金です。

入湯税の徴収については、地方税法及び美深町税条例の規定により、鉱泉浴場の経営者（指定管理者を含む。）の皆様に入湯客から徴収していただき、毎月美深町に申告納入していただく「特別徴収の方法」によることとされています。

鉱泉浴場の経営者の皆様におかれましては、この手引きをご覧いただき、入湯税の適正な課税・徴収にご協力いただきますようお願いいたします。

2 入湯税の概要

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるための目的税で、鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税するものです。

入湯税の徴収については、特別徴収の方法によることとされています。

（1）制度の概要

① 納税義務者

鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客

② 課税免除される者

ア 年齢 12 歳未満の者

イ 日帰りの入浴客

ウ 学校教育上の見地から行われる行事に参加する者及び引率者

③ 税率

1 人 1 泊 150 円

④ 徴収の方法

徴収については、特別徴収の方法（鉱泉浴場経営者の方に地方税を徴収していただく方法）による。

⑤ 特別徴収義務者

鉱泉浴場の経営者（指定管理者を含む。）

⑥ 特別徴収義務者の手続

特別徴収義務者（鉱泉浴場経営者）は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月 15 日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出するとともに、納入金を美深町に納入します。

⑦ 特別徴収義務者の申告

ア 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営を開始する前日までに、必要な事項を記載した経営申告書を町長に提出します。

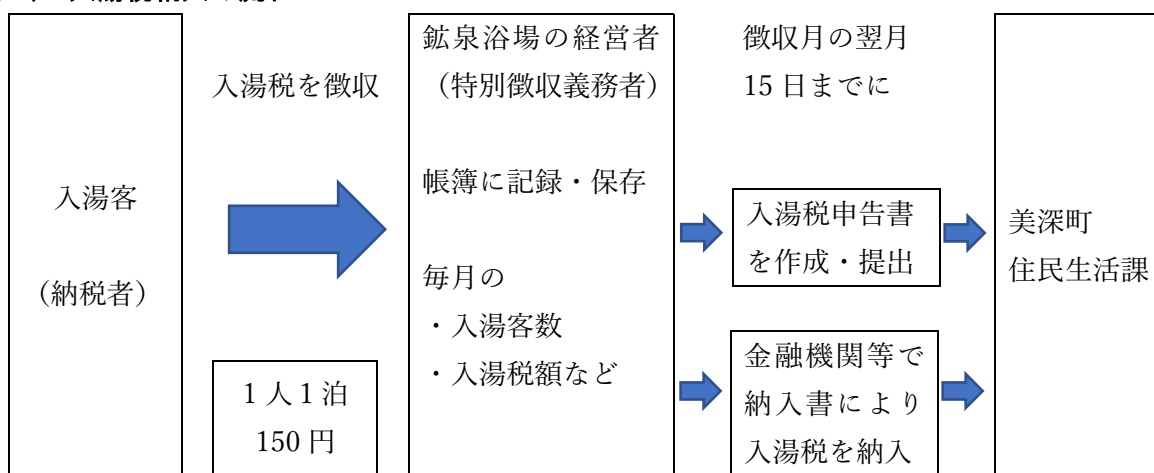
イ 提出した経営申告書の内容に異動があったときは、直ちにその旨を記載した経営

申告書を提出してください。

⑧ 帳簿記載義務等

特別徴収義務者は、入湯客数などの必要な事項を帳簿に記載し、その帳簿を記載の日から7年間保存してください。

(2) 入湯税納入の流れ



3 納税義務者

納税義務者は、美深町内の鉱泉浴場（温泉施設）において入湯した入浴客です。

- ・「鉱泉浴場」とは、原則として温泉法に規定する温泉を利用する入浴施設をいい、「温泉」とは、温泉法において「地中から湧出する温水、鉱泉及び水蒸気その他のガスで、一定の温度又は物質を有するもの」とされています。
- ・温泉を外から運んでいる、いわゆる「運び湯」による温泉利用施設も、入湯税の課税対象となります。

4 課税免除

次に該当する者については、入湯税の課税が免除されます。

(1) 年齢12歳未満の者

小学生以下の年齢に該当する場合は、課税が免除されます。

(2) 日帰りの入湯客

(3) 学校教育上の見地から行われる行事に参加する者及び引率者

① 「学校」の範囲

学校法に定める学校を対象とし、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校（高専）及び専修学校（専門学校など。）が対象となる。

（12歳未満の者は免除）

② 「学校教育活動」の範囲

学校教育の一環として行われた教育活動全般とし、かつ、学校長（学長等）またはそれに準ずる者が活動を証明したものを対象とし、証明にあっては「美深町入湯税課税免除証明書」（様式第4号）を提出する。ただし、提出が不要となる場合については、次のとおりとする。

「証明書」の提出が不要となる場合について

次に該当する場合は、美深町で指定する証明書の提出は不要とするが、各団体名や団体ごとの人数がわかる資料を提出する。

- ・中学校体育連盟及び高等学校体育連盟が主催する大会の場合
- ・旅行業者が手配する修学旅行の場合

5 税率

1人1泊 150円

- ・同一の鉱泉浴場であれば入湯回数を問わず、宿泊は1泊につき入湯税が課税されます。

6 徴収の方法

特別徴収の方法となります。

- ・「特別徴収」とは、地方税法及び美深町税条例の規定により指定された特別徴収義務者の方に、納税義務者（入湯客）から税金を徴収していただき、美深町に納入していただく方法です。

7 特別徴収義務者

鉱泉浴場（旅館など）の経営されている方（指定管理者を含む。）で、町長が指定した方です。

8 特別徴収の手続き

（1）入湯税申告書の提出

特別徴収義務者（鉱泉浴場経営者）は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月15日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出してください。

申告書が、郵便により提出された場合には、通信日付印により表示された日に提出があったものとみなします。

また、納入書と併せて金融機関で受理した場合は、納入書の領収日を申告日とみなします。（申告書と納入書を同時に金融機関に持ち込んだ場合、又は申告書の提出がなく納入書による納入のみの場合）

提出期限後に入湯税申告書の提出があった場合には、不申告加算金が課されることがありますので、必ず期限内の申告をお願いします。

(2) 納入書による納入

納入書については、毎月 15 日までに納入申告書に記載した前月分の徴収税額を次に記載する金融機関等を通じて納入書により納入してください。

【納付・納入場所】 指定金融機関、収納代理金融機関等

北洋銀行美深支店、北星信用金庫美深支店、北はるか農業協同組合本所
美深町役場及び恩根内出張所

9 経営(異動)申告書の提出

鉱泉浴場を経営しようとするときや経営申告書の内容に異動があった場合は、鉱泉浴場や特別徴収義務者に関する内容等について、必要な事項を記載した「経営申告書」を提出してください。

(1) 新たに鉱泉温泉を経営しようとするとき

鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営を開始する日の前日までに申告してください。

(2) 申告した内容に異動があったとき

経営されている方や施設の内容など、これまでに申告いただいた内容に変更があった場合には、直ちに申告をお願いします。

なお、入湯税を徴収していただく必要のない場合であっても、経営申告書については、鉱泉浴場を経営するすべての方に必ず提出していただく必要があります。

10 帳簿(徴収原簿)の記載

特別徴収義務者(鉱泉浴場の経営者)は、毎月の入湯客数、課税免除となる入湯客数、入湯税額を帳簿に記載し、7年間保存してください。

なお、帳簿については、必要事項が網羅されていれば、任意の様式でも構いません。

11 入湯税実地調査

鉱泉浴場に対しては、必要に応じて実地調査を行わせていただくことがありますので、ご協力をお願いします。(地方税法) 調査の際には、関係資料の提示をお願いします。

入湯税Q&A

Q 1 宿泊者の一人から、病気や怪我などにより温泉に入湯していなかったとの申し出がありました。この場合入湯税は課税されますか。また、入湯しているかどうかの判断はどのようにすればよいですか。

A 1 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税されるものです。したがって、入湯していない場合は、入湯税を徴収することはできません。入湯税をあらかじめ預かっているような場合は、清算時に入湯税を返金していただく必要があります。このような場合は、毎月申告していただく入湯客数からは除いてください。また、入湯しているかどうかの判断については、社会通念から温泉旅館等の利用者が鉱泉浴場に入湯しないことは考え難く、また、個々の利用者が入湯されたかどうかを個別に把握することは現実には困難であると考えられることから、実務的には、入湯していないという申し出がない限りは、入湯したものと推定して入湯税を徴収することになります。

Q 2 学校行事の一環として行われる修学旅行や研修等の事前調査のために宿泊された方については、課税免除の対象となりますか。

A 2 課税免除の対象となる要件として学校行事に参加する者としていますが、あくまでも生徒等のための学校教育上の見地で行われる学校行事を想定していますので、教師等による事前調査については課税免除の対象としません。なお、修学旅行、研修等を引率する職員等や学校関係者、心身の障がい等により介助を要する生徒等の介助を行う看護及び介護職員については、課税免除の対象となりますが、旅行業者の添乗員、カメラマン等は該当しません。入湯税については、現に学校行事に引率している方に限り免除の対象としています。

Q 3 入湯税を申告しなかったり、納入しなかった場合は、どうなりますか。

A 3 地方税法及び美深町税条例の規定により、特別徴収義務者は、毎月 15 日までに前月分の入湯客数、税額等その他必要な事項を記載した入湯税申告書を提出するとともに、前月中に徴収すべき入湯税を納入しなければならないこととされています。期限までに申告しなかったり、過少な申告をした場合には、過料が課されることがあります。期限までに申告されず、再三の申告指導にも応じない場合は、実地調査により入湯税を決定する行政処分を受けることとなります。この調査による質問検査を拒否及び妨害することは、法律上罰則を受けることとなります。また、期限までに納入されず、督促されてもなお完納されない場合は、他の特別徴収義務者との公平性の観点から、財産の差押え等の滞納処分を行うこととなりますので、適正な申告と納入をお願いします。

入湯税に係る特別徴収義務者等の経営申告書

（年号） 年 月 日

美深町長 様

申告者（特別徴収義務者）

住所（所在地）

氏名（名称）

代表者（職）（氏名） ⑩

個人（法人）番号

電話番号

美深町税条例第97条の規定により、次のとおり申告します。

申告区分	<input type="checkbox"/> 経営開始 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> () ※ 該当する項目に✓を付け、下記該当項目に記入してください	
鉱泉浴場の所在地		
屋号又は商号		
開始	開始期日	(年号) 年 月 日
変更 (異動)	変更事項	
	変更前	
	変更後	
	変更期日	
休業	休業期間	自 (年号) 年 月 日 至 (年号) 年 月 日
	休業理由	
廃止	廃止期日	(年号) 年 月 日

入湯税納入申告書兼課税台帳（提出用）

(年号) 年 月 日

美 深 町 長 様

特別徴収義務者（ 特別徴収義務者指定番号 ）
住所(所在地)
氏名(名 称)

⑩

美深町税条例第94条第3項の規定により、次のとおり入湯税の納入について申告します。

屋号又は商号			通知書番号				
入 湯 税	区分	延人数	税率	税額			
(年号) 年 月分	宿泊客		150円				
納 入 明 細 書							
日	宿泊客数 (課税対象)	税額 @150円	課税免除人数 (免除した人数)	日	宿泊客数 (課税対象)	税額 @150円	課税免除人数 (免除した人数)
1				17			
2				18			
3				19			
4				20			
5				21			
6				22			
7				23			
8				24			
9				25			
10				26			
11				27			
12				28			
13				29			
14				30			
15				31			
16				計			

町受領印

(市町村保管)

日	課 税 対 象		課 税 免 除			
	一般宿泊 @150円		12歳未満	日帰り	学校教育	免除合計
	人数	入湯税額	人数	人数	人数	人数
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
計						

※ 本帳簿は毎日記入してください。この様式は、特別徴収義務者が独自に作成する帳簿をもって代えることができます。

美深町入湯税課税免除用証明書

(年号) 年 月 日

美深町長 様 (入湯施設経由)

学校等所在地

学校等名称

学校長等氏名

㊟

引率(担当)者氏名

連絡先

美深町税条例第92条第1項第3号に規定する入湯税の課税免除に該当しますので、次のとおり証明します。

施設利用期間	自 (年号) 年 月 日 至 (年号) 年 月 日	
利用施設の名称		
行事及び内容	区分 <input type="checkbox"/> 教育課程(正課) <input type="checkbox"/> 合宿 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	行事等名	
	主催者	
	開催地	

※ この証明書は、12歳以上の方が美深町税条例第92条第1項第3号に規定する「学校教育上の見地から行われる行事に参加する者及び引率者」が入湯税の課税免除を受けようとする場合に必要となるものです。12歳未満の方は、同条例同条同項第1号により課税免除されています。

※ 学校長等の押印が無いものは、無効となります。

※ この証明書は、利用(入湯)施設に提出してください。
提出がない場合は、入湯税が課税されます。